

公園内における移動販売（キッチンカー）事業者の募集要領

1 目的

公園利用者の利便性向上を図るとともに、交流人口の拡大を推進する賑わいづくりを図ることを目的とします。

2 内容

公園内での移動販売（キッチンカー）による出店販売者を募集します。応募をする際には、現地状況をよく確認してください。

（1）出店を募集する公園

- ・龍神の杜公園（御代田町大字御代田 2505 番 2 他）
- ・雪窓公園（御代田町大字御代田 4107 番 107 他）

（2）販売品目

酒類を除く飲食物（自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているもの）

（3）出店可能期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

上記期間であっても、町の事業等により出店できない日もあります。

（4）出店可能時間

午前 10 時から午後 4 時までとします。

（準備・片付けのため午前 9 時から午後 5 時まで入退出可能）

（5）出店規模

- ・1 店当たりの使用（許可）面積は、一律 10 m²とします。
- ・出店数は、各公園とも 1 日 2 台とします。

（6）出店料（公園使用料）

1 日 1,000 円

3 応募要件等

（1）応募ができない者

次のいずれかに該当する者は、申請することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員など）。
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に基づく観察処分を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員及びこれらの利益となる行動を行う団体の代表者、その構成員並びにそれらの協力者でないこと。

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者

（２）応募者の資格

応募することができる者は、次の全てに該当する者としてします。

- ① 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に参加している者
- ② 食品衛生法に基づき、飲食店その他の営業許可が必要な業種にかかる営業許可を得た者で、保健所が定める衛生管理ができ、衛生的に販売品を取り扱うことができる者
- ③ 自動車による食品の移動営業を行うために必要な許可および資格を有する者
- ④ リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能（使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の場合は同一とみなす）

（３）ごみの処理

- ① 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近に見やすく設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処理すること。
- ② 出店者は、移動販売車及びその周辺を適宜清掃し、公園美化に努めること
- ③ 公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること。
- ④ 出店により生じた排水（汁物や油類等）は、公園内設備（排水溝・排水桧・園内トイレ等）に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。

（４）留意事項

- ① 出店営業中は、町が交付する「移動販売（キッチンカー）出店許可証」を常に外から見える位置に掲示すること。
- ② 店の意匠や販売員の服装が公園の景観と著しく不調和でないこと。
- ③ 営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。
- ④ 火気を使用する場合は、車内に限定し、消火器を必ず備えつけると共に安全対策を万全にし、事故防止に努めること。
- ⑤ 公園利用者及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。また、BGM の使用等はしないこと。
- ⑥ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を町に報告すること。
- ⑦ 雨天等により、やむを得ず出店を中止する場合は、事前に町へ報告すること。
- ⑧ アレルゲン表示を適切に行うこと。
- ⑨ 基本的な感染症対策を実施し、衛生管理を徹底すること。
- ⑩ 町が実施する園内での工事等について、事業に配慮し協力すること。
- ⑪ キッチンカー及び備品等の破損、紛失等について、町は一切の責任を負わない。
- ⑫ 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、出店許可を取り消すことができる。

⑬ その他不明な点については、担当者と協議すること。

(5) 車両の進入及び退出について

- ① 園内を車両で走行する際は、公園利用者の安全を最優先とし、徐行やハザードランプ点灯などによる安全運転に努めること。
- ② 車両は、園内の許可された場所以外に駐車しないこと。また、出店営業終了後は、後片付けの上、速やかに園外へ退出すること。
- ③ 車両退出の後には、使用した場所を元の状況に戻すこと。
- ④ 公園ゲートの出入りの際は、必ず閉鎖してから移動すること。

4 応募方法について

(1) 応募期間

- ① 9月出店希望者：令和8年8月17日（月）～令和8年8月25日（火）
- ② 9月以降の出店希望者は、前月の15日までに申請書等を提出すること。

(2) 提出書類

- ① 出店申込書兼誓約書
- ② 営業許可証の写し
- ③ 生産物賠償責任保険（PL 保険）証明書の写し
- ④ 食品衛生責任者の写し
- ⑤ 使用する車両の車検証の写し及び運転免許証の写し
- ⑥ 出店方法が分かる画像（写真等）
 - ・ナンバープレートを確認できる写真
 - ・内装、装備等が確認できる写真
 - ・全体の色や意匠が確認できる写真
- ⑦ 出店日程表

(3) その他

- ① (2) の書類をもとに建設水道課で審査を行います。
- ② 2者以上申込みがあった場合は、町内業者を優先します。

5 問い合わせ・提出先

住 所 〒389-0292 北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

担 当 御代田町 建設水道課 都市計画係

連絡先 TEL：0267-32-3129

FAX：0267-31-1711

Mail：tokei@town.miyota.nagano.jp

※平日：午前9時から午後5時まで